

消防用設備等点検報告制度のあり方に関する 検討部会の開催

予防課

1 はじめに

消防用設備等点検報告制度は、消防法第17条の3の3において消防用設備等や特殊消防用設備等が火災時にその機能を発揮することすることができるよう、防火対象物の関係者に対し、定期的な点検の実施とその結果を消防長又は消防署長へ報告することを義務付けているものです。当該制度は、昭和49年の消防法改正により創設され、制度創設後40年以上が経過しているものの全国の消防用設備等の点検報告率が低調となっていること等、各種課題を検討すべく予防行政のあり方に関する検討会の下に、消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会を発足し、平成27年7月に第1回の検討部会を開催したのでその内容について紹介します。

消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会 部会員名簿

(敬称略 五十音順)

秋田 文彦	春日井市消防本部予防課長
伊勢村 修隆	東京消防庁予防部査察課長
井上 和夫	粕屋北部消防本部予防課長
岡田 昇	一般社団法人全国消防機器販売業協会事務局長
木原 正則	一般財団法人日本消防設備安全センター専務理事
河野 守	東京理科大学工学部第二部建築学科教授
小林 恭一	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
小林 広樹	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
齊藤 健一郎	一般社団法人日本損害保険協会生活サービス部長
佐々木 正勝	一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会専務理事
鈴木 和男	一般社団法人全国消防機器協会常務理事兼事務局長
竹本 吉利	千葉市消防局予防部指導課長
田辺 恵子	主婦連合会環境部
中川 満	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 建築物安全管理委員会副委員長

2 現状

①全体の傾向

2014年に調査した特定防火対象物と非特定防火対

象物のそれぞれの点検報告率、更に規模による点検報告率を調査したところ、特定防火対象物より非特定防火対象物の点検報告率が低く、1,000㎡以上の防火対象物より1,000㎡未満の防火対象物の点検報告率が低いという実態でした。また、1,000㎡以上の特定防火対象物の点検報告率は74.73%ですが、1,000㎡未満の非特定防火対象物の点検報告率は38.45%という状況にあります(表1)。なお、全体の点検報告率は約47%です。

	1,000㎡未満の報告率	1,000㎡以上の報告率
特定防火対象物	43.80%	74.73%
非特定防火対象物	38.45%	67.17%

表1 特定・非特定防火対象物、規模別の報告率

②用途別

各用途に着目してそれぞれの点検報告率を調査したところ、点検報告率が70%以上と高い用途がある一方、40%に満たない用途も存在します。また、消防法施行令別表第1に掲げる(5)口に区分される共同住宅等においては、約120万の防火対象物があり、全体の30%以上を占めていることから、全体の点検報告率は、共同住宅等の用途の点検報告率が大きく影響していることが考えられます(表2、表3)。

令別区分	主な用途	特定防火対象物	報告数	報告率
1項イ	劇場・映画館	4,353	3,180	73.1%
1項ロ	公会堂・集会場	69,337	36,585	52.8%
2項イ	キャバレー	1,075	200	18.6%
2項ロ	遊技場	11,535	7,338	63.6%
2項ハ	風俗営業店	240	120	50.0%
2項ニ	カラオケボックス	2,886	1,684	58.4%
3項イ	待合・料理店	3,761	1,487	39.5%
3項ロ	飲食店	90,282	35,139	38.9%
4項	物販店	167,676	78,228	46.7%
5項イ	旅館・ホテル	60,881	34,358	56.4%
6項イ	病院・診療所	64,136	37,284	58.1%
6項ロ	老人ホーム	40,394	31,223	77.3%
6項ハ	老人デイサービス	69,848	49,195	70.4%
6項ニ	幼稚園	18,721	13,707	73.2%
9項イ	公衆浴場	1,619	910	56.2%
16項イ	特定の複合用途	342,285	147,946	43.2%
16の2項	地下街	67	50	74.6%
16の3項	準地下街	23	12	52.2%
合計		949,119	478,646	50.4%

表2 特定防火対象物の用途別の報告率

令別表区分	主な用途	非特定防火対象物	報告数	報告率
5項口	共同住宅	1,196,474	537,741	44.9%
7項	学校	124,640	91,288	73.2%
8項	図書館・博物館	7,258	5,237	72.2%
9項口	9項イ以外の公衆浴場	5,150	2,526	49.0%
10項	駅・空港	3,779	2,553	67.6%
11項	神社・寺院	50,928	20,104	39.5%
12項イ	工場	483,993	188,576	39.0%
12項口	テレビスタジオ	501	224	44.7%
13項イ	駐車場	53,231	26,217	49.3%
13項口	飛行機格納庫	911	366	40.2%
14項	倉庫	319,745	123,511	38.6%
15項	事務所	421,611	218,072	51.7%
16項口	非特定の複合用途	218,989	95,309	43.5%
17項	文化財	8,079	4,983	61.7%
18項	アーケード	1,051	262	24.9%
合計		2,896,340	1,316,969	45.5%

表3 非特定防火対象物の用途別の報告率

③消防本部分別

政令市及び中核市の中で点検報告率が最も高い本部と最も低い本部をそれぞれ比較し、点検報告率の差が大きな用途を抽出したところ図1のような結果になりました。

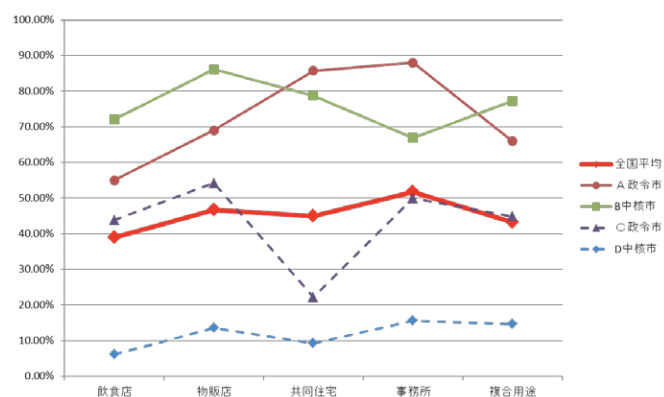


図1 消防本部分別・用途別の点検報告率

次に、消防本部の協力を得てサンプル調査を実施し、延べ面積から設置していると推定される消防用設備等の調査を行ったところ、消火器のみ設置されている防火対象物の点検報告率が約14%であったものに対し、消火器と自動火災報知設備が設置されている防火対象物の点検報告率は約63%であり、更には消火器と自動火災報知設備に加え、誘導灯とスプリンクラー設備が設置されている防火対象物の点検報告率を調査したところ約78%でした(図2)。

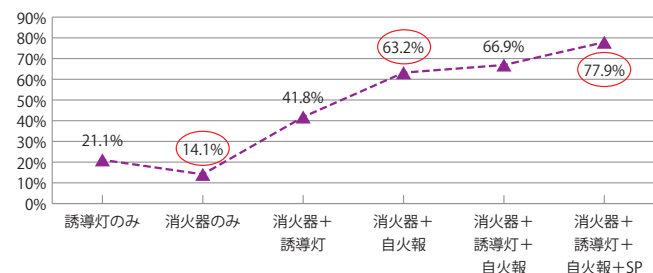


図2 消防用設備等の種類別の点検報告率の推定

3 今後の検討

検討部会での主な議論として次のようなものがありました。

- 点検報告率が低い用途又は全国の防火対象物の30%以上を占める共同住宅等について、関係する団体にヒアリングを実施するなど、点検報告率の低い要因を洗い出すことや、点検報告率向上のための有効な広報等について調査が必要である。
- 点検報告率は、地域によっては大きな差があることも判明していることから、点検報告率が高い消防本部に対し、点検報告率向上のための取組を確認することとし、有効な取組を全国の消防本部へ情報提供ができないか調査する必要がある。
- サンプル調査では、消火器のみ設置されている防火対象物より複数の消防用設備等が設置されている防火対象物の点検報告率が高い傾向が見られることから、今後、設置されている消防用設備等の数や種類と点検報告率の関係性を整理する必要がある。
- 点検していない防火対象物に対して公表することは点検報告を促進する一手段である。
- 立入検査について、点検報告違反がある防火対象物を重点的に実施することで、消防職員が法令違反のある防火対象物に対し直接指導していくことが点検報告率の向上に寄与するのではないかと。
- 消防職員が立入検査を行い点検の実施を指導するには限界もあるので、建物関係者等が自発的に点検を行うような取組を考える必要があり、消防用設備等を適正に維持管理していないことが、人命や経済的にどれだけ損害が出るか分かりやすく広報することが必要である。
- 今後の分析の中で防火管理者の有無と点検報告率においても関係があるか確認することが必要である。

4 おわりに

消防用設備等の適正な維持管理は、火災時に備え、建物利用者の安全確保のため非常に重要なものです。第1回の検討部会では、現状の分析を中心に議論されましたが、今後は分析したデータを中心に点検報告率向上のための対応策を検討していく必要があります。消防用設備等の点検報告制度の必要性を分かりやすく説明し、建物関係者等が自身の責務としてやるべきであると思うような広報も今後考えていく必要があります。

問い合わせ先

消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523